

市町村における発達障害のある人への支援の取組状況について (調査結果報告)

1. 調査の概要

(1) 趣旨

市町村における発達障害のある人の支援体制の現状を把握、評価し、今後の体制整備の参考とともに、県による体制整備支援事業の効果的な実施を図る。

(2) 調査対象

県内全市町村（政令市を除く。対象数 26 団体）

(3) 調査方法

書面調査（26 団体）及び訪問による聞き取り調査（10 団体）

(4) 実施時期

平成 21 年 6 月～9 月

2. 調査結果

(1) 主な調査項目

- (ア) 相談窓口に関すること。
- (イ) 早期発見・早期療育のための取組に関すること。
- (ウ) 関係機関との連携に関すること。
- (エ) 住民の理解促進のための取組に関すること。
- (オ) 個別支援計画の作成に関すること。
- (カ) その他一貫した支援体制づくりに向けた取組に関すること。

(2) 概要

（別冊参照）

(3) まとめ

(ア) 市町村における支援体制の現状

- ・ 保健、福祉、教育の各部門で取り組んでいるが、部門間相互の連携がなされていない。
- ・ 具体的な支援は、療育等の専門機関、自立支援協議会、指定相談事業者等が中心となり、実施している現状がある。
- ・ 発達障害のある人への支援を担える人材は絶対的に不足している状況の中で、保健師、保育士等業務の上で支援に当たる可能性のある職員に専門的な知識の習得が求められている。

- ・ 総合的なコーディネートを行える人材が不足している。

(イ) 市町村の課題認識

- ・ いずれの市町村でも発達障害について今日的な行政の課題との認識度は高い。
- ・ 一方、その課題認識は、行政の各部門内に止まっており、部門間での協議や検討を行う場の必要性を感じている。
- ・ 保健活動、保育の場での早期発見及びこれを療育に繋げること、教育現場での支援に施策の重点が置かれている。
- ・ 発達障害のある人への支援に関して、住民に身近な市町村が地域生活支援の主役になるべきであるという認識が十分に共有されていない。

(ウ) 今後の市町村支援の方向性（県の役割）

- ・ 地域生活支援の視点から総合的な支援ができる体制づくりについて助言する。
この場合において、行政（役所）内部の連携強化、自立支援協議会の活用、新たな検討組織づくりなど多様な選択肢を用意し、当該市町村に適した方法が選択できるようにする。
- ・ 支援体制の中核を担う人材の育成又はこれをサポートする。
- ・ 当面、市町村が即戦力として期待している保健師、保育士のスキルアップを支援する。
- ・ 一般的な啓発については、重複等を避け、ターゲットを絞った効果的な事業実施が図れるよう役割分担の視点をもって協働する。

3. 市町村支援体制サポート事業

本調査及び市町村の希望に基づき5団体を選定し、市町村における発達障害のある人の支援体制整備について具体的な助言等を行う。

(1) 対象市町村

瀬戸内市、吉備中央町、美咲町、鏡野町、西粟倉村

(2) サポート内容（例）

- ・ 関係部署の役割分担や連携などを検討する庁内会議に出席し、支援体制整備のために必要な検討の視点について提案する。
- ・ 保育士等に対する現地研修の企画から実施までの支援を行う。
- ・ ライフステージに沿った支援に必要な個別支援計画の作成に対する助言を行う。
- ・ 関係機関が連携し、支援体制を協議・検討する場としての自立支援協議会専門部会などの立ち上げを支援する。

**市町村における発達障害のある人への支援の取組状況について
(調査結果報告)**

平成21年11月

岡山県保健福祉部障害福祉課

1 はじめに

発達障害のある人の支援は、近年行政の重要課題として認識されてきており、国、県、市町村で様々な取組が行われている。しかし、有効な支援手法や系統だった施策が確立されているわけではなく、ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人の地域生活支援の担い手として期待される市町村においては、取組に困惑し、あるいは、その度合いにも差が見受けられる。

発達障害のある人が地域で生き生きと暮らしていくためには、早期発見・早期療育とライフステージを通して一貫した支援が提供されることが重要であり、また、一般的な住民の障害に対する正しい理解が欠かせない。このような視点から、本調査では、岡山県内の市町村における発達障害のある人の支援に係る体制の現状と課題認識を明らかにし、今後の市町村の体制整備の参考とするものである。

2 調査の概要

(1) 趣旨

市町村における発達障害のある人の支援体制の現状を把握、評価し、今後の体制整備の参考とともに、県による体制整備支援事業の効果的な実施を図る。

(2) 調査対象

県内全市町村（政令市を除く。対象数26団体）

(3) 調査方法

書面調査（26団体）及び訪問による聞き取り調査（10団体）

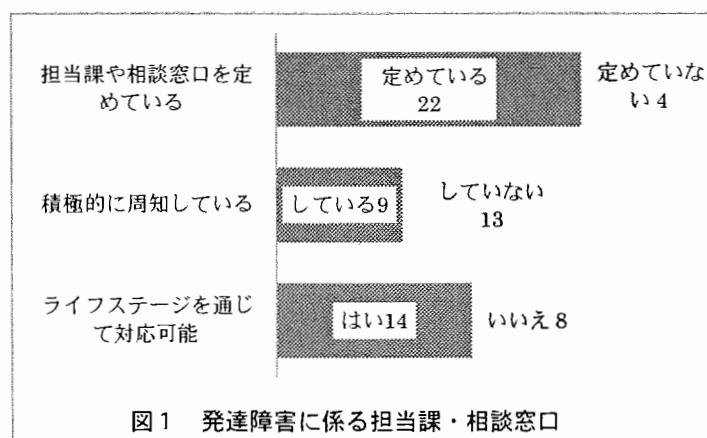
(4) 実施時期

平成21年6月～9月

3 調査結果の概要

(1) 担当課・相談窓口

発達障害について住民が相談等に訪れるとき、担当課や相談窓口が分かりやすく周知されていることが重要である。



- ・ 市町村では、発達障害を福祉、保健、教育のいずれか又は複数の課で担当している。
- ・ 保健部門では保健活動の延長として、教育部門では学校における支援が中心となっている。
- ・ 福祉部門の多くが相談支援の実務を指定相談支援事業者等に委託している。
- ・ 福祉部門を中心とした地域生活支援及びそのための部門間の積極的な連携が求められる。

(2) 相談機関・支援機関の把握、紹介

住民が適切な療育、相談支援等を受けるためには、これらの機関に関する情報が正確かつ豊富に提供されなければならない。市町村の取組とともに、相談・支援機関の充実と情報発信が求められている。

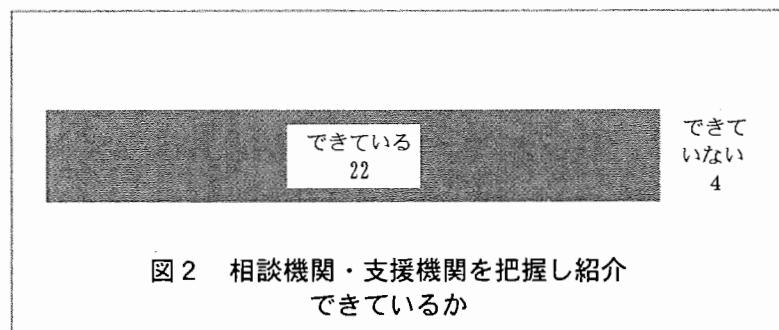


表1 紹介している相談・支援機関（例）

| 年齢段階 | 紹介先 |
|------|----------------------------|
| 乳幼児期 | 県保健所（総合相談）、療育機関、児童相談所 |
| 学齢期 | 児童相談所、特別支援学校の巡回相談、総合教育センター |
| 成人期 | 相談支援事業所 |

- ・ 多くの団体が外部の専門的な相談・支援機関による支援の必要性を感じている。
- ・ 一方で、専門の相談支援機関や療育機関、専門的な人材の不足及びこれらに関する情報の少なさを感じている。

(3) 啓発・理解促進

地域や学校での支援が円滑に進められるためには、一般住民に発達障害について正しく理解されることが重要であり、市町村においても、その必要性が広く認識されている。

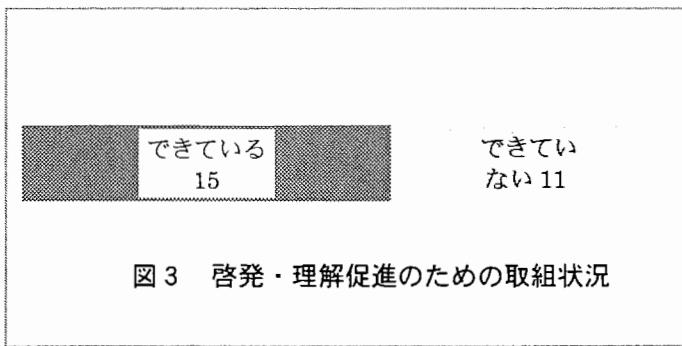


表2 啓発・理解促進の具体的な取組（例）

| 取組の内容 | 団体数 |
|--------------------|-----|
| フォーラム、研修会、講演会等 | 13 |
| パンフレット、チラシ等啓発資材の配布 | 4 |
| 広報紙等の活用 | 3 |
| その他 | 4 |

- 啓発事業を行っている団体の大半（13 団体／15 団体）が対象者を特定しない講演会、研修会を行っているが、県（教育委員会を含む。）、学術研究機関、支援者団体等でも数多く実施している。
- 広く住民一般の理解を得ることが課題となっているが、講演会等において直接訴えかける相手は、支援者や関心のある人など、限られた人となりがちである。
- 市町村の役割として、親の会との連携、保育所・小中学校における活動、出前講座など、より住民の身近でターゲットを絞った理解促進の活動が望まれる。

（4）検討会議

ライフステージを通じた効果的な支援を行うためには、関係する部門が連携して検討、協議を行うことが必要である。市町村においても組織として体制整備されていることが望ましい。

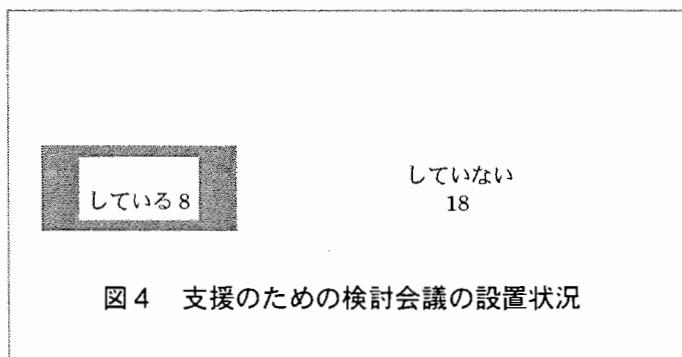


表3 検討会議の構成員（例）

| |
|------------------|
| 大学等の研究者 |
| 医療、保健、保育、療育等担当者 |
| 教育機関、療育機関、社会福祉施設 |
| 保護者 |
| 自立支援協議会 |
| 児童相談所、県民局 |

表4 検討会議における具体的取組

| 取組の内容 | 団体数 |
|------------------------|-----|
| 情報交換、事例検討、発達障害に係る取組の検討 | 4 |
| 啓発資材作成、研修会の開催 | 2 |
| 療育や医療に繋げるまでの仕組みづくり | 1 |
| 特別支援教育へのスムーズな移行 | 1 |
| 保護者の精神的なフォロー | 1 |
| 困り感解消のための支援 | 1 |
| 個別支援計画の統一様式の検討 | 1 |

- ・ 検討会議を設置している全市町村で、保健、福祉だけでなく医療、教育、労働等関係機関を加えて構成している。
- ・ 検討会議において、支援体制づくりを検討しているのは4団体に止まっている。
- ・ 他市町村と共同設置の自立支援協議会を活用している団体では、個々の構成市町村固有の実情などを話し合うため、市町村単位での検討・協議の必要性を感じている。

（5）早期発見

発達障害の支援で重要なことの1つが適切な療育を受けられるよう早期に障害を発見することであり、全ての市町村で取り組まれている。

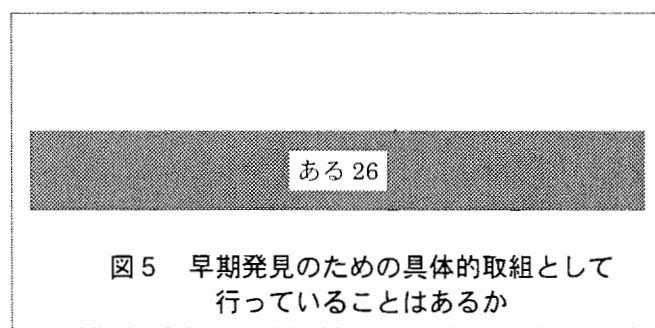


表5 早期発見に関する具体的取組

| 取組の内容 | 団体数 |
|------------------|-----|
| 健診、専門職による診断 | 26 |
| 要観察児教室、子育て相談 | 26 |
| 医療機関、療育機関の紹介 | 26 |
| 巡回相談 | 2 |
| 託児所、幼稚園との日常的情報交換 | 2 |

表6 早期発見の取組での他機関との連携

| 連携の相手方 | 団体数 |
|-------------|-----|
| 保育所、幼稚園、学校等 | 9 |
| 保健所 | 8 |
| 社会福祉法人 | 6 |
| 療育機関 | 3 |
| 民間事業者 | 2 |
| 児童相談所 | 1 |

表7 早期発見の取組に係る課題

| 課題と感じている事柄 | 団体数 |
|-------------------------------|-----|
| 保護者の認識と理解を促すこと及びそれに応じた支援方法の検討 | 9 |
| 専門職員、支援体制の確保 | 7 |
| 適切な診断や相談できる医療機関が少ない | 4 |
| 発達過程に沿った適切な障害の見極め | 3 |
| 保育所、幼稚園による対応の格差 | 1 |

- ・ 全ての市町村が、乳幼児健診を早期発見の機会と位置づけている。
- ・ 多くの市町村が専門職員の確保を外部の専門機関などからの派遣に頼っており、人材の確保が大きな課題となっている。
- ・ 専門的な支援機関として県保健所、児童相談所に対して期待が寄せられている。

(6) 早期療育

障害の発見から適切な療育へ円滑に導くことも重要である。

ある 26

図 6 早期療育のための具体的取組として行っていることはあるか

表 8 早期療育に関する具体的取組

| 取組の内容 | 団体数 |
|--------------------------|-----|
| 通園事業、児童デイサービス、親子教室等 | 24 |
| 保育所、幼稚園での支援 | 4 |
| 保育所、幼稚園へのコーディネーター派遣、巡回相談 | 2 |
| その他 | 2 |

表 9 早期療育の取組での他機関との連携

| 連携の相手方 | 団体数 |
|-------------------|-----|
| 療育機関 | 11 |
| 保育所・幼稚園などの直営の支援機関 | 5 |
| 保健所 | 2 |
| その他 | 3 |

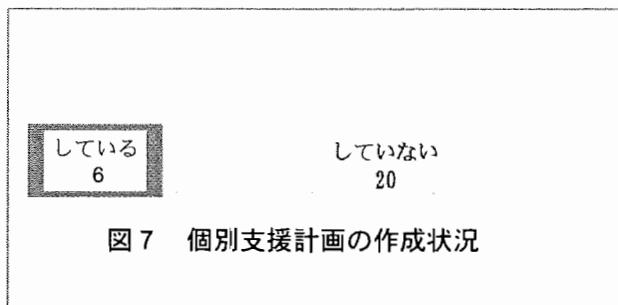
表 10 早期療育の取組に係る課題

| 課題と感じている事柄 | 団体数 |
|-------------------------------|-----|
| 保護者の認識と理解を促すこと及びそれに応じた支援方法の検討 | 9 |
| スタッフの充実、対象者数増加への対応 | 5 |
| 療育機関が少ない | 4 |
| 支援に関わる機関の理解や連携 | 2 |
| その他 | 3 |

- ・ 療育のための事業として通園事業やデイサービス等通所型のサービスが用意されているものの、大半の市町村で、これらサービスや医療機関等専門的な機関の紹介に止まっている。
- ・ 多くの市町村が、早期発見から療育に導くまでの課題として、保護者の障害に対する受容及び専門職員の確保を挙げている。

(7) 個別支援計画

ライフステージを通じた中長期的な視点に立った個別支援計画を作成し、これに基づいた一貫した支援が行える体制づくりが望ましいが、多角的な検討が行える体制や中核となる人材の確保が必要である。

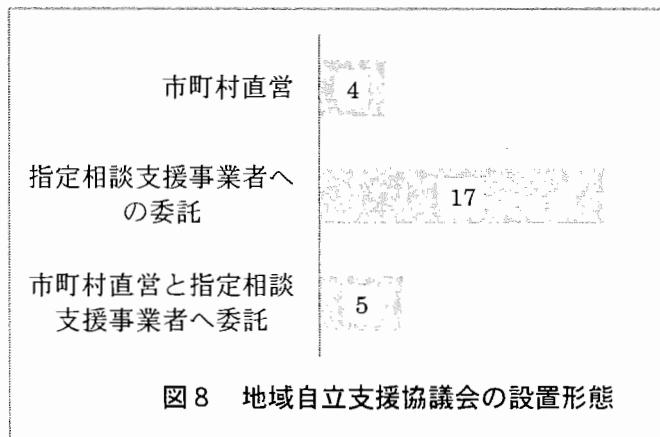


- ・ 発達障害者支援コーディネーター設置団体)以外で個別支援計画を作成しているのは、1市のみである。
- ・ 個別支援計画についての定義や様式は示されていない。このため、市町村において必要性の認識が進んでいない。
- ・ 作成している団体においても、ライフステージごとに作成者や関わる機関が異なっており、相互の計画間に一貫性がないとの課題認識がある。

(8) 地域自立支援協議会

発達障害のある人の総合的な相談支援や地域生活支援が円滑に行われるよう協議する場として、地域の自立支援協議会に期待が寄せられている。

岡山県では全市町村に地域自立支援協議会が設置されているが、その活動状況は一様ではない。



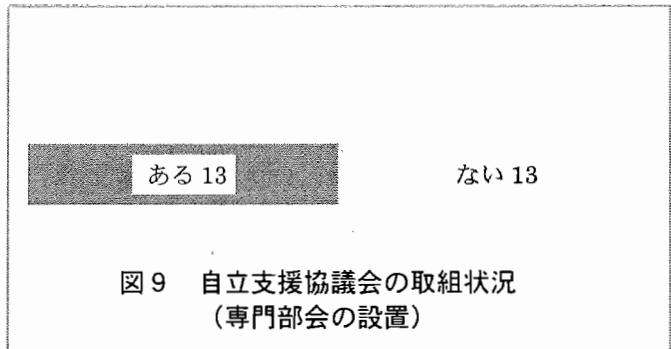


表11 自立支援協議会の部会の構成員（例）

| |
|------------------|
| 大学等の研究者 |
| 医療、保健、保育、療育等担当者 |
| 教育機関、療育機関、社会福祉施設 |
| 保護者、親の会 |
| 発達障害支援コーディネーター |
| 児童相談所、保健所、県民局 |

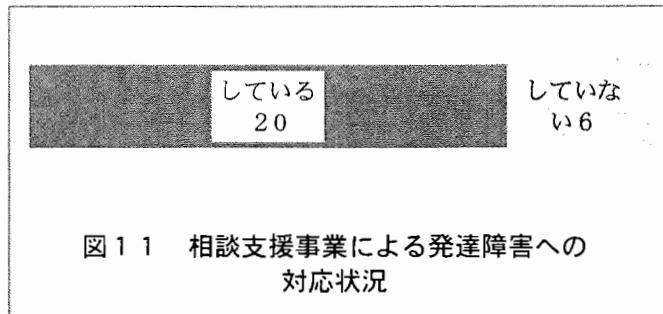
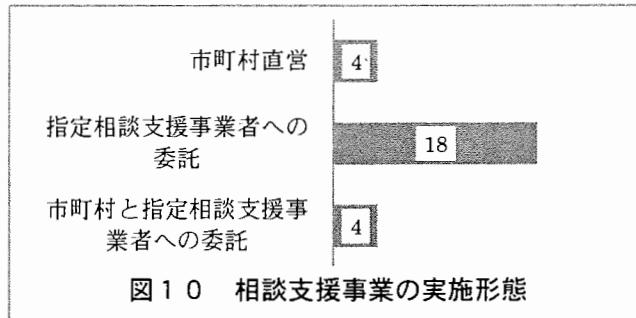
表12 自立支援協議会における具体的取組

| 取組の内容 | 団体数 |
|------------------|-----|
| フォーラム、研修会等の企画、開催 | 8 |
| 個別ケースの支援の検討 | 5 |
| 保護者への支援 | 3 |
| 関係機関の連携の検討 | 2 |
| 住民理解促進の検討 | 2 |
| その他 | 3 |

- ・ 自立支援協議会は、発達障害のある人の地域生活支援について協議する場となることを期待されているものの、現在協議されている内容は、当面する個別の相談支援に止まり、ライフステージを通じた支援には至っていない。
- ・ また、一貫した支援の仕組みについて検討している自立支援協議会は少ない。

(9) 相談支援事業

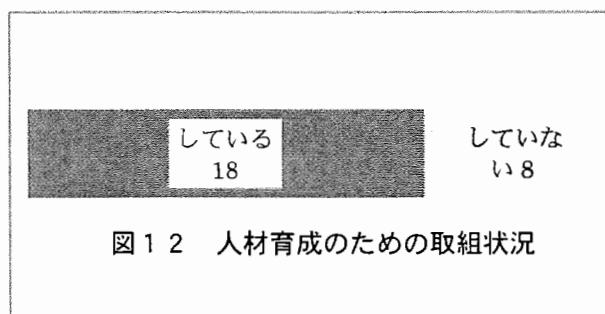
自立支援協議会とともに、地域生活を支える仕組みとして相談支援事業の活用が期待されるが、元来、発達障害を念頭に用意されたものではない。



- ・ 障害者相談支援事業の多くが委託により実施されており、市町村では事業者を紹介するのみで、相談支援の実態把握が十分ではない。
- ・ 市町村の課題認識として、発達障害に適した福祉サービスが不十分であることや居場所の不足等から、相談支援が生活支援に繋りにくく危惧している。
- ・ 発達障害に対応できる相談支援員やコーディネーターの必要を感じている。

(10) 人材育成

これまで発達障害に関する専門知識をもって採用された職員は数少ない。市町村にとって支援体制の担い手となる人材の確保は喫緊の課題である。



- ・ 人材育成に取り組んでいる18団体中16団体が対象者を保健師、保育士としている。市町村では、早期発見から療育の実施に施策の重点を置いており即戦力を求めている。
- ・ 一方、総合的な支援を担うコーディネーターや相談支援員の育成は、ほとんどなされていない。

- ・ 人材育成の方法としては、外部の機関が実施する研修等に頼っており、市町村内部には講師、指導者、アドバイザーがない。
- ・ 保育士の現任者等は、研修への参加機会が限られることや人事異動があるため、研修成果の伝承、普遍化が課題となっている。

(11) その他の取組

その他、発達障害に関する事業として10団体が取組を行っている。

表13 その他の取組の内容

| 取組の内容 | 団体数 |
|----------------------|-----|
| 支援コーディネーターの配置（県補助事業） | 6 |
| 親の会とのネットワークづくり | 5 |
| 特別支援推進協議会 | 1 |
| 児童デイサービス（直営） | 1 |
| 心理士による定期訪問 | 1 |

4まとめ

(1) 市町村における支援体制の現状

- ・ 保健、福祉、教育の各部門で取り組んでいるが、部門間相互の連携がなされていない。
- ・ 具体的な支援は、療育等の専門機関、自立支援協議会、指定相談事業者等に頼っている現状がある。
- ・ 発達障害のある人への支援を担える人材は絶対的に不足している状況の中で、保健師、保育士等業務の上で支援に当たる可能性のある職員に専門的な知識の習得が求められている。
- ・ 総合的なコーディネートを行える人材が不足している。

(2) 市町村の課題認識

- ・ いずれの市町村でも発達障害について今日的な行政の課題との認識度は高い。
- ・ 一方、その課題認識は、行政の各部門内に止まっており、部門間での協議や検討を行う場の必要性を感じている。
- ・ 保健活動、保育の場での早期発見及びこれを療育に繋げること、教育現場での支援に施策の重点が置かれている。
- ・ 発達障害のある人への支援に関して、住民に身近な市町村が地域生活支援の主役になるべきであるという認識が十分に共有されていない。

(3) 今後の市町村支援の方向性（県の役割）

- ・ 地域生活支援の視点から総合的な支援ができる体制づくりについて助言する。
この場合において、行政（役所）内部の連携強化、自立支援協議会の活用、新たな検討組織づくりなど多様な選択肢を用意し、当該市町村に適した方法が選択できるようにする。
- ・ 支援体制の中核を担う人材の育成又はこれをサポートする。
- ・ 当面、市町村が即戦力として期待している保健師、保育士のスキルアップを支援する。
- ・ 一般的な啓発については、重複等を避け、ターゲットを絞った効果的な事業実施が図れるよう役割分担の視点をもって協働する。